

令和4年度第1回三重県社会福祉審議会 議事概要

日時：令和5年2月2日（木）14:00～16:10

開催方法：オンライン（Zoom）

【出席委員（敬称略、五十音順） 14名】

安部 悦子、伊藤 卓也、井村 正勝、牛場 誠、鷓沼 憲晴、柿本 宏枝、
加藤 隆、倉本 崇弘、佐野 貴信、対馬 あさみ、布本 肇、番条 喜芳、
前村 裕司、山本 壽人

～開会（挨拶・自己紹介等）～

【報告事項】

（1）「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○伊藤委員

資料2別冊2のP.51、施策15-1の基本事業4、発達支援が必要な子どもへの支援について、子ども心身発達医療センターを拠点に取組を進めるとのことだが、診察予約の電話が繋がらない、予約が取れても診察までに期間があるという声を聞く。地域で支援できるような体制強化を図ってほしい。四日市市にお住まいの方も津の子ども心身発達医療センターまで行っている例も多く、診察できる医師の確保は難しいかもしれないが、各地域で同様のサービスが受けられるよう、支援体制の構築をお願いしたい。

○事務局（西崎次長）

子ども心身発達医療センターにおいては、初診受付の電話が繋がりにくい状況や年間の初診予約の枠がすぐに埋まってしまいうなど、課題があると認識している。これらの課題については、副知事をトップとした対策プロジェクトチームを立ち上げて、短期的な取組から中長期的な取組まで、改善に向けた対応を検討しているところ。さらには、地域での診療体制を確保するため、子ども心身発達医療センターにおいて、地域の小児科医を対象とした研修等を開催しており、発達障がいの診療も可能な小児科医を増やしていく取組も行っている。あわせて、全国的にも確保が難しい状況であるが、児童精神科医の確保にも継続して取り組んでいく。

○安部委員

資料2別冊2のP.41、施策2-3の基本事業3のチームオレンジの支援体制に関

して、ユニバーサルデザインのアドバイザーとのコラボについて聞いているが、具体的な取組事例等を教えていただきたい。

○事務局（内藤 長寿介護課長）

現在、津市、伊勢市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、玉城町の6市町でチームオレンジの取組が進められている。具体的には、認知症の方とその家族に対して、定期的な訪問などの支援が行われている。ユニバーサルデザインのアドバイザーとのコラボについては把握していない。

○対馬委員

資料2別冊2のP.53、施策15-2の基本事業2、放課後児童対策の推進において、放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営の支援とあるが、具体的にどのような支援か。また、児童館などは支援の対象とならないのか。子どもの居場所を開催する際、子どもたちが自由に集まることができる場所が少ない。各市町に児童館があり、そこに行けない、行きづらい子どもが民間の運営する子どもの居場所を集えるという形が自然だと考えている。ボランティアだけで子どもの居場所を充実させるのは困難であり、まず各地の児童館やトワイライト、ショートステイなど、行政で多様な子どもや家庭環境に対応する施設の整備に向けた支援を行ってほしい。

同P.57、施策15-4の基本事業1、出会いの支援に関して、普段、学生などの若い世代の方と話しているとマッチングアプリの話題がよく挙がる。そもそもマッチングアプリを使って出会いたいと考えている人は既に取り組んでおり、出会いたい、結婚したいという希望は持っているが、なぜそこから結婚や子どもを持つことにつながらないかという、経済的な理由が大きいという声をよく聞く。自身のライフプランをしっかりと考えている人ほど、経済状況等を考慮して、結婚や子どもを持つことに慎重になる傾向がある。普段の生活における経済的負担をまず解消しなければ、さらにその先にはつながらないと考えている。高校に進学すると、自身でタブレットを購入する必要があるが、学校により機種を指定されていることが多く、非常に負担感がある。レンタル制度もあるが、他の生徒からの目が気になるなど、デリケートな部分もあるため、まずは子どもの教育にかかる経済的負担を減らし、教育を含めて子どもを育てることに行政の支援があるという安心感がないと、出会いの支援を行ってもその先につながらないと思う。

○事務局（西崎次長）

保護者への経済的支援については、県だけでは対応できない部分でもあるが、例えば国において児童手当の充実に向けて検討が必要ではないかという話もあり、国や県、市町でも支援の必要性は認識しているところ。ひとり親世帯など、より困窮な状況にある方に対しては、2万円分の給付を行っているが、引き続き、保護者への経済的支援に向けて、国や市町とも対応を検討していきたいと考えている。

○事務局（山添 少子化対策課長）

放課後児童対策で児童館を活用している例として、桑名市では、夏休みなど利用が増える期間に一時的に児童館を利用して、臨時の放課後児童クラブとして運用しているところがある。また、現在国において方針が取りまとめられているが、子どもの居場所の必要性に鑑みて、公的な居場所づくりを進めることとされているため、整備等について関係団体等と連携して進めていきたい。

○対馬委員

放課後児童クラブは、長期休みに臨時で運営してもらっているが、利用料を支払って行くのではなく、地域の子どもたちが誰でも無料で利用できる児童館などの居場所が必要と考えている。

○井村委員長

資料2別冊2のP.52、施策15-2の病児保育に関して、他県で取り組んでいる事例など、勉強する機会があるといいと考えている。

○事務局（山添 少子化対策課長）

県内の病児保育については、市町で取り組んでおり、医療的なケアが必要となるため、小児科クリニックの併設となるところが多い。県内の主要なところでは一定利用できる環境は整いつつあるものの、先進事例の共有ができるほどの段階には至っていないのが現状である。

○井村委員長

資料2別冊2のP.57、施策15-4の基本事業1、出会いの支援に関して、他部局とタイアップした出会いの場の創出など、県庁横断的な企画や取組は実施しているのか。

○事務局（山添 少子化対策課長）

出会い支援の今の進め方としては、三重県で結婚したいと考えている方は、アンケート調査の結果によると、居住する市町の隣の市町で結婚相手を見つけたいと考えている方が多いため、北勢・中勢・南勢の各市町が相互に連携して、一緒に婚活イベントやセミナーを開催する事業を展開している。

○布本委員

資料2別冊2のP.54、施策15-3の基本事業1、児童虐待対応力の強化において、子どもへの支援について記載があるが、一方で昨今の物価高騰の影響により、子どもに目を向ける余裕がない保護者がいると感じている。保護者が困ったときに、幅広く相談できる窓口などをもっと周知する機会があるといいと思う。また、保護者に対する就労面や精神面の支援が広がることで、児童虐待の未然防止につながる仕組みができるよう、取組を進めていってほしい。

○事務局（西崎次長）

委員のおっしゃるとおり、児童だけでなく保護者にも支援の手を向けることが、その先の児童虐待の未然防止につながると考えている。保護者に対しては、児童相談所をはじめ、より身近な市町とも連携を取りながら、より一層相談支援体制の充実に向けて取り組んでいきたい。

○前村委員

資料2別冊2のP.53、施策15-2の基本事業2、放課後児童対策の推進において、放課後児童支援員の確保に向けて、処遇改善等に取り組むとあるが、児童館についても第三の居場所として非常に重要なところになる中、そこで働く方への処遇改善等の支援が進まない理由や今後の見通しについて教えてほしい。

○事務局（山添 少子化対策課長）

処遇改善については、国の事業を受けて、保育士と放課後児童クラブの支援員に対して取り組んでいるところだが、児童館までは進んでいないのが現状である。来年度のこども家庭庁の発足を控え、国においても放課後児童の健全育成は重要なテーマとして議論されているところ。県としては、今後も国の動向に注意し、早急に対応していきたい。

(2)「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」(最終案)について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

なし。

(3) 民生委員・児童委員の一斉改選結果について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○山本委員

本日、事項1で説明のあった「みえ元気プラン」の各取組は、民生委員や児童委員の活動に関わるが多いため、改めて民生委員としてしっかりと取り組んでいきたいと感じた。民生委員・児童委員の負担軽減も考えていかなければならないが、ヤングケアラーの早期発見など、元気プランの取組を進める上で、民生委員・児童委員の活用や連携についてもよろしく願いたい。

○事務局（吉田 地域福祉課長）

一斉改選後の新任研修を開催する中で、参加者から様々なご意見をいただいているため、引き続き負担軽減のための支援等を進めるとともに、活動内容についての情報発信に取り組んでいきたい。

○牛場委員

民生委員のなり手不足解消に向けて、三重県として現在取り組んでいることは何か。

○事務局（吉田 地域福祉課長）

ボランティアが前提となるため、決め手となるような対策はないが、民生委員の活動を知ってもらうことが重要と考えており、民生委員制度創設100周年について、しっかりとPRしていきたい。

（４）ヤングケアラー支援の取組について

＜資料に基づき事務局から説明＞

＜質問・意見＞

○牛場委員

資料5-3のP.40の支援事例に関して、ヤングケアラーを発見した身近な大人は、どこに相談すれば専門的な支援が受けられるということがわかる仕組みとなっているのか。この事例では教員、あるいは生活保護家庭のヤングケアラーであれば福祉事務所の職員、公営住宅に住むケースでは公営住宅担当の県職員等になると思うが、身近な大人が問題点を把握したときに、どのような支援があり、その支援をするためにどの窓口につなぐ必要があるということを経験的に把握している必要があるのか。あるいは一元的にそのような相談に応じる機関があるのか。

○事務局（近 子ども虐待対策・里親制度推進監）

基本的には市町の子育て家庭向けの支援を担当している部署が窓口となるが、直接、市町の要保護児童対策地域協議会につないでいただくで一元的な対応ができることになる。また、ネグレクトなどの児童虐待が疑われる場合は、児童相談所への通告をお願いしたい。

○牛場委員

ヤングケアラーを支援機関につなげられるよう、教職員等向けの周知啓発は行っているのか。

○事務局（近 子ども虐待対策・里親制度推進監）

今年度実施している普及研修や支援者研修を通じて学校関係者には周知している。また、来年度は啓発ハンドブックを活用した出前講座などにより、周知啓発を図っていきたい。

～閉会～